

(策定日) 令和6年4月1日

一般事業主行動計画 (第5期)

仕事と子育てを両立させることができ、子育てをしていない従業員を含めた労働環境の改善に取り組み、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 年次有給休暇の取得推進

<対策>

- 計画期間内において次の対策を行い、全社員に対して、年次有給休暇の取得率が付与日数の50%以上となるよう、積極的な取り組みを実施する。
- ・全社員に対し、本目標ならびにアニバーサリー休暇制度の趣旨目的を周知し、計画的な有給休暇取得推進を図る。
- また、年次有給休暇に加え、夏期・冬期特別休暇の取得推進も図る。
- ・各所属長は、グループ員の休暇予定と業務状況の早期共有化を図り、バックアップ体制を整えるとともに、休暇取得しやすい職場環境づくりに努める。
- ・ワーク・ライフ・バランス推進委員会で、有給休暇取得状況を確認する。

【実績年度】	2022年度	2021年度
--------	--------	--------

年次有給休暇取得50%未満者割合	11%	12%
------------------	-----	-----

※対象者カウント：(普通休暇+積立休暇取得日数/付与日数)×100<50% 休職者除く

目標2 子育て支援制度の理解促進

<対策>

- 計画期間内において次の対策により、社内での理解促進を図り、制度を利用しやすい職場環境の実現に向けて取り組む。
- ・全社員に対し、子育て支援に関わる制度(休職、休暇、時短勤務、福利厚生)について周知する。
- ・所属長ならびに出産育児休職対象者に対し、制度の教育を行い、理解促進を図る。
- ・本人又は配偶者の妊娠・出産について申し出があった場合、所属長は制度を周知し、休暇・休職についての意向を確認する。

以上